

「第三次児童ポルノ排除総合対策（案）」に対する御意見及びこれに対する警察庁の考え方について

1 「第三次児童ポルノ排除総合対策（案）」に対する御意見

(1) 「児童ポルノの排除に向けた国民運動の推進」関係

この項目に関しては、

- 教育によって、弱者に対する性犯罪はおぞましい嫌悪すべきことであり、未成年者は年上の者や社会が守るべき存在であるという社会通念をより一般化すべきである。

との御意見がありました。

政府では、官民から成る協議会や公開シンポジウムの開催のほか、各種教育の場や各種月間、ホームページ等を通じた広報・啓発活動を強力に推進することを始めとして、引き続き関係府省庁の連携の下で国民運動を推進し、児童ポルノの排除に向けて国民の意識向上を図ってまいります。

(2) 「被害防止対策の推進」関係

この項目に関しては、

- フィルタリング等は、国家による検閲に当たらないよう、回避手段を提供しなければならぬことを意識してもらいたい。憲法その他法令を犯すことのないよう、しっかりとした枠組みを作ってもらいたい。

との御意見がありました。

フィルタリング等については、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成20年法律第79号）に基づくものを含め、関係事業者においてその提供が行われているものであるところ、検閲に当たるものとは考えておりません。

フィルタリング等については、児童ポルノ排除対策としても極めて有効でありますところ、引き続き、関係事業者の取組を支援するとともに、その普及に取り組んでまいります。

(3) 「被害児童の早期発見及び支援活動の推進」関係

この項目に関しては、

- サイバーパトロールやサイバー補導の取組を、より強化してほしい。

との御意見がありました。

政府では、引き続き関係府省庁が連携を図りながら、サイバーパトロールやサイバー補導を含め、児童ポルノの被害防止や被害児童の早期発見及び支援活動を強化してまいります。

(4) 「児童ポルノ事犯の取締りの強化」関係

この項目に関しては、

- 児童ポルノの根絶に向け、摘発を強化してほしい。
- 児童ポルノ事犯に対しては、厳しい取締りが必要である。
- 児童ポルノ対策においては、犯人の告訴・告発と処罰が最も求められる。
- 児童ポルノ事犯に係る告訴・告発を積極的に受理すべきである。また、告発を積極的に行ってもらおうよう国民に呼び掛けるべきである。

との御意見がありました。

政府では、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）等に基づき、引き続き児童ポルノ事犯の取締りを強力に進めてまいります。

2 その他

その他の御意見として、

- 児童ポルノ事犯についても、婦女暴行等と同様に身近な者の犯行が多いので、見知らぬ者に注意するだけでなく、身近な親族や友人の親、講師等にも注意するよう、児童によく言い伝えることが重要である。
- 性犯罪者が二度と児童に接触することができないよう、児童に身近に接することとなる近親者や教師等の立場の者について教員免許の剥奪や監視を行うなど、同一犯罪者による複数の性犯罪が起きないようにするための厳罰化と予防策を行うべきである。
- メディアによる未成年芸能人の過度な露出を規制すべきである。
- 性欲のはけ口として、現実の児童に被害が及ばない創作物に対する規制を緩やかにしてはどうか。

との御意見がありました。

これらの御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。